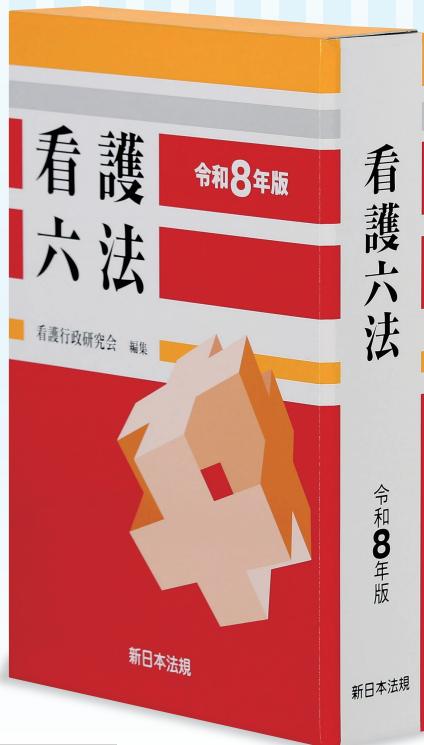


令和8年版

看護六法

編集
看護行政研究会



WEBサイトはこちら

※製品仕様を変更することがありますので、ご了承ください。

A5判・ケース付・総頁2,024頁
定価4,840円（本体4,400円） 送料570円
ISBN978-4-7882-9605-3

内容見本
[A5判縮小]
令和7年版より

基本法令及び通知 第1章 基本法令 3

第1編 基本法令及び通知

第1章 基本法令

○保健師助産師看護師法

（昭和23年7月30日 法律第203号）

改正 昭25・3・31法 34	平5・11・12法 89	平26・6・25法 83
同26・4・14同147	同5・11・19同 90	同30・6・27同 66
同26・11・6同258	同10・6・12同101	令4・6・17同 68
同27・12・22同316	同11・7・16同 87	同5・6・16同 63
同28・8・15同213	同11・12・22同160	（未施行につき、 該当条文末尾の 編注参照）
同29・4・22同 71	同13・6・29同 87	
同29・6・1同136	同13・12・12同153	
同42・8・1同120	同18・6・21同 84	
同43・6・1同 84	同21・7・15同 78	
同44・6・25同 51	同25・6・14同 44	
同56・5・25同 51	同26・6・4同 51	
同57・7・23同 69	同26・6・13同 69	

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 免許（第7条—第16条）
- 第3章 試験（第17条—第28条の2）
- 第4章 業務（第29条—第42条の3）
- 第4章の2 雜則（第42条の4—第42条の6）
- 第5章 罰則（第43条—第45条の3）
- 附則

看護を学んでいる方、
看護業務に従事している方の必携書！

- ◆「保健師助産師看護師法」「看護師等の人材確保の促進に関する法律」には、それぞれの条文末尾に、関係する定義・罰則等を定めた規定の条数を明示した【参照】を掲載。
- ◆看護制度の変遷や法律の制定・改正経緯についても詳しく解説。さらに教育制度の推移についても図表化して登載。

本年版の特色

一部改正された法令等

- 保健師助産師看護師法
- 保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて
- 地域保健法施行規則 ●母子保健法施行規則 ●児童福祉法など

看護六法 目次

第1編 基本法令及び通知

第1章 基本法令

第2章 基本通知

第1 保健師助産師看護師法関係

〔法令施行〕

1 保健師助産師看護師法の改正

関係

2 保健師助産師看護師法施行規

則の改正関係

3 保健師助産師看護師学校養成

所指定規則の改正関係

〔免許〕

〔試験〕

〔業務〕

〔学校・養成所〕

〔その他〕

第2 看護師等の人材確保の促進

に関する法律関係

〔法令施行〕

〔その他〕

第3 その他

第2編 参考法令及び通知

第1章 保健

〔地域保健〕

〔その他〕

第2章 予防

第3章 社会福祉

第4章 医事

〔医療施設〕

〔助産所等〕

〔医療関係者〕

第5章 労働

第6章 学校教育

第7章 免許・登録手数料・地方自治

第8章 守秘義務等

第9章 行政手続

第3編 資料

第1 看護制度の変遷

第2 基本法令の改正経緯

第3 統計資料

第4 保健師・助産師・看護師

教育制度の推移（図表）

索引

※細目次は省略してあります。また、内容を一部変更するがありますので、ご了承ください。



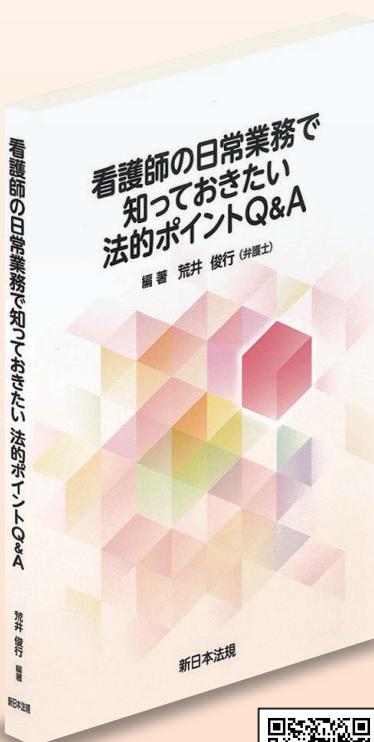
0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



看護師の日常業務で 知りたい 法的ポイントQ&A



WEBサイトは[こちら](https://www.sn-hoki.co.jp/)

A5判・総頁194頁

定価2,750円（本体2,500円） 送料410円

ISBN978-4-7882-8969-7

 0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

編著 荒井 俊行 (弁護士)

トラブルから身を守るために知識が満載！

日常業務の何気ない行動に
隠れたリスクを取り上げ、
弁護士が法的・倫理的観点
から対応のポイントを
解説しています。

第2章 情報管理に関する法的ポイント

Q26 患者との記念写真をSNSに投稿しても大丈夫？

年齢が近いため入院中に仲良くなった患者が退院する際に、病室で一緒に記念写真を撮りました。その写真を私の個人のブログに掲載してもよいでしょうか。

ポイント

△患者のプライバシー侵害、個人情報漏えい等のリスクがあるため、原則として病院内で撮影した写真をSNSに掲載してはいけない

△SNSが個人的な利用（友人のみの非公開設定等）であったとしても、投稿したものは一般に公開される可能性があり、SNSの利用は細心の注意を払う必要がある

A

◆看護師によるSNSの利用

SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス（social networking service）の略称であり、パソコンやスマートフォンで、テキストメッセージ、写真、動画等のやり取りを行うサービス全般をいいます。連絡手段や情報交換等のツールとして活用している看護師の方も多いと考えられます。

もっとも、SNSに看護師が業務上知り得た情報を記載することは、看護師の守秘義務（保険法42の2）に違反するほか、記載した情報が患者の個人情報である場合、患者のプライバシー侵害や個人情報保護法違反にもなり得ます。また、医療機関内部で撮影した写真等を掲載す

現場を熟知した看護師の
視点からのコメントを
掲載しています。

掲載内容

- 第1章 患者・家族への応対に関する法的ポイント
- 第2章 情報管理に関する法的ポイント
- 第3章 他職種との協働に関する法的ポイント

第4章 働き方に関する法的ポイント

第5章 医療過誤に関する法的ポイント

※細目次は省略してあります。また、
内容を一部変更することがあります
ので、ご了承ください。